

旧警戒区域内で接骨院を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成23年12月に避難先で事業を再開した申立人について、休業に伴い売上げが減少したことによる逸失利益（避難先での売上げを控除すべきとの東京電力の主張を排斥）、事業再開等に伴う追加的費用等が賠償された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	(1) 営業損害（逸失利益）
	(2) 営業損害（追加的費用）
	(3) 弁護士費用
期 間	自 平成23年9月11日
	至 平成24年2月29日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金5,529,039円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 営業損害（逸失利益）	金4,905,277円
(2) 営業損害（追加的費用）	金462,722円
(3) 弁護士費用	金161,040円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本

和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月8日

(仲介委員 八木清文)